

JAPA団体保険のご案内

団体割引変更で加入しやすくなりました！10%から

団体割引
15%
へ拡大

65才
まで補償

最長65才(Fプラン)までの収入減少を補償します！

制度その 1

団体長期障害所得補償保険制度

(団体総合生活補償保険 傷害補償(MS&AD型)特約・所得補償特約セット、団体長期障害所得補償保険)

- ・この制度は、私たちが病気やケガによって長期にわたり仕事ができなくなった場合に、私たちの収入を補償する制度です。
- ・Fプランにご加入の場合、最長65才まで就業障害による収入減少を補償します。



国内・国外を
問わず補償します

「安心して働いて
いただくために」



ケガや病気で仕事ができない間、
最長65才まで補償を継続して
受けることができます

制度その 2

団体総合補償制度

(団体総合生活補償保険 傷害補償(MS&AD型)特約、がん補償特約、疾病補償特約セット)

- ・病気、ケガ、賠償責任などのさまざまなニーズに対応し、皆さまの健康を応援します。
- ・がん保険・医療保険は、ご家族のみでも加入できます。

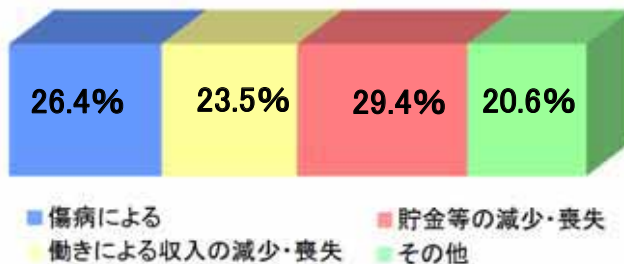
- お申込締切日 : 平成28年2月25日(木)
(中途加入も可能です。詳細は取扱代理店までお問合わせください。)
- お申込先 : 株式会社JALUX保険サービス
- 保険期間(ご契約期間) : 平成28年3月1日午後4時から1年間
- 保険料払込方法 : 口座振替(平成28年5月より毎月27日に引き落とし)
※金融機関が休業日の場合は、翌営業日

JAPA団体長期障害所得補償保険制度

「生きること」を支えるために...

医療の技術の進歩等により、日本人の寿命は今までになく延び、私たちが65才以前に死亡するリスクは減少の傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残り今までと同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

■生活保護を受ける理由



平成25年被保険者調査(年度累計)「生活保護開始の主な理由」/厚生労働省

もし、長期間働けなくなったら...

■ケガや病気の治療は意外と長期化しがちです。

「6か月以上の入院患者の4割が1年以上の長期入院となっている」そんな事実をご存知でしょうか。さらに5年以上の長期入院患者の割合は14%にもものぼります。

■長期間(6か月以上)の入院患者の割合(20~64才)



思ったより復職には時間がかかります。

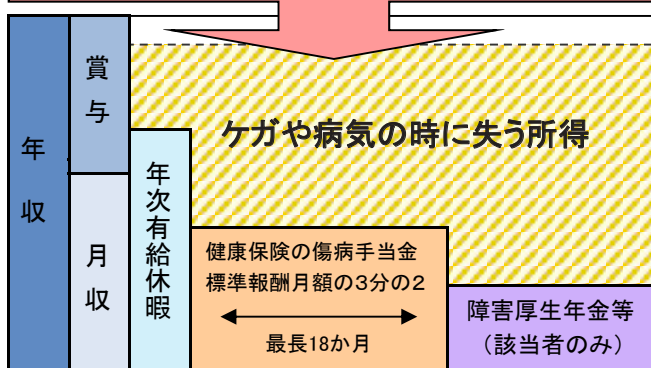
資料:平成23年厚生労働省「患者調査」

■休職後の収入ダウンは想像以上のものです。

月収の減額や賞与のカット、更に治療費・リハビリ費など療養に必要な支出がかさむだけでなく、住宅ローン・教育費・生活費など日常生活を営む上で必要なお金は休職前と同様にかかり、家計をひっ迫させる大きな要因になります。

ご家族の安心な暮らしを維持するために、あなたはすでに準備をされていますか？

ぽっかり空いたこの部分！
生活費に教育費、住宅ローンは？



そこで、JAPAの「短期型所得補償保険」および「長期型所得補償保険」をおすすめします！

ケガや病気により仕事ができなくなった場合(ロス・オブ・ライセンス)に、短期(最長で1年間)から長期(最長で65才)まで私たちの収入を補償する制度です。

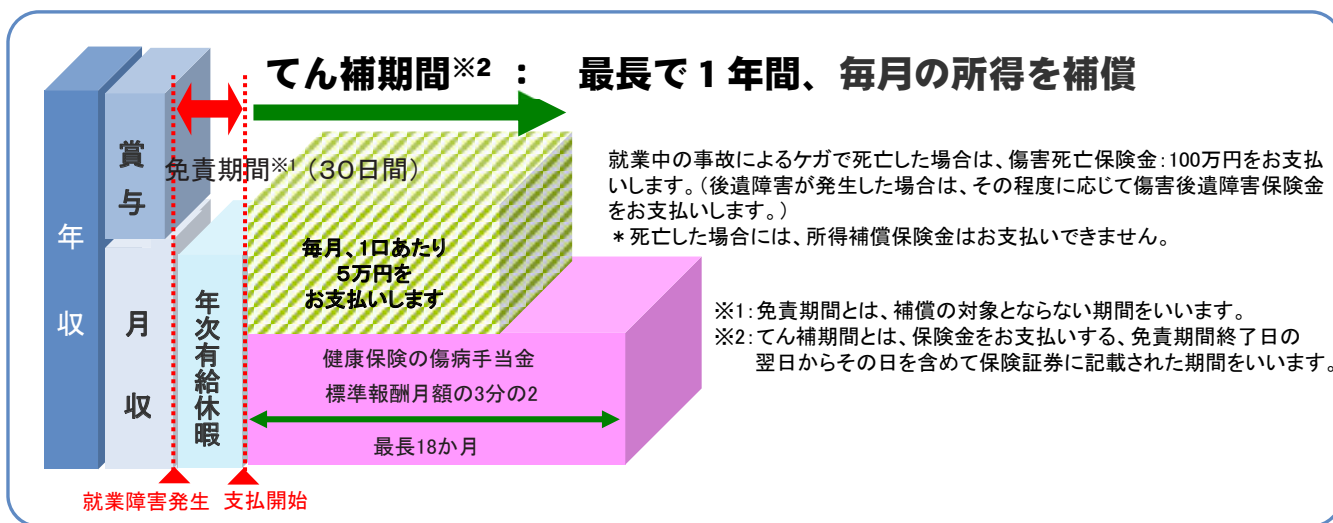
1 短期型所得補償保険 (傷害補償(MS&AD型)特約・所得補償特約セット団体総合生活補償保険)

■ タイプAA

短期型所得補償保険

- ポイント1** お仕事中のケガによる死亡も補償 (通勤途上を含みます)
 就業中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に傷害死亡保険金、所定の後遺障害が発生した場合に傷害後遺障害保険金をお支払いします。(所得補償特約のご加入口数に関わらず保険金額は100万円が限度となります。)
- ポイント2** 所得補償部分については、国内外・業務外を問わず補償!
 国内外を問わず、また業務中・業務外を問わずケガや病気により、免責期間※を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で1年間、所得を補償します。
- ポイント3** 長期型所得補償保険 (団体長期障害所得補償保険) との組合せにより、手厚い補償が得られます!
 短期型所得補償保険の「タイプAA」と長期型所得補償保険の「タイプD」の組合せでご加入いただくと、長期型所得補償保険の免責期間※をカバーできますので、手厚い補償が得られます。※免責期間とは、補償の対象とならない期間をいいます。

【イメージ図】 短期型所得補償保険:タイプAA (傷害補償(MS&AD型)特約・所得補償特約セット団体総合生活補償保険)



補償内容と月払保険料

保険期間:1年、てん補期間:1年、職種級別:3級、団体割引15%【タイプAA】

傷害死亡・後遺障害補償 (就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット)

傷害死亡・後遺障害保険金額 **100万円**

●傷害死亡・後遺障害保険金については、所得補償特約のご加入口数に関わらず保険金額100万円となります。

所得補償特約 (免責期間:30日間 特約:航空機乗組員特約(所得補償特約用)セット)

口数	月払保険料									
	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
ご加入時の満年齢/保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円
20才-24才	290円	530円	780円	1,020円	1,270円	1,510円	1,760円	2,000円	2,250円	2,490円
25才-29才	330円	610円	900円	1,180円	1,470円	1,750円	2,040円	2,320円	2,610円	2,890円
30才-34才	410円	770円	1,140円	1,500円	1,870円	2,230円	2,600円	2,960円	3,330円	3,690円
35才-39才	520円	1,000円	1,480円	1,960円	2,440円	2,920円	3,400円	3,880円	4,360円	4,840円
40才-44才	680円	1,320円	1,960円	2,600円	3,240円	3,880円	4,520円	5,160円	5,800円	6,440円
45才-49才	820円	1,600円	2,380円	3,160円	3,940円	4,720円	5,500円	6,280円	7,060円	7,840円
50才-54才	970円	1,900円	2,830円	3,760円	4,690円	5,620円	6,550円	7,480円	8,410円	9,340円
55才-59才	1,050円	2,050円	3,060円	4,060円	5,070円	6,070円	7,080円	8,080円	9,090円	10,090円
60才-64才	1,100円	2,160円	3,220円	4,280円	5,340円	6,400円	7,460円	8,520円	9,580円	10,640円

【口数決定の目安】 保険金(月額)1口5万円で、最高10口までご加入いただけます。口数×5万円×12が年収の50%以内になるように設定してください。

- 記載の保険料は、団体割引15%を適用しています。
- 年齢は、平成28年3月1日時点の満年齢です。※保険料は更新時の満年齢に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。
- 記載の保険料は被保険者(本人)の職種級別によって異なります。上記は職種級別3級の場合の保険料です(3級:航空機乗務員など)。告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 所得補償特約には骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)が自動セットされます(初年度契約については1年の待機期間があります)。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

2 長期型所得補償保険 (団体長期障害所得補償保険)

■ タイプA、B、C、D、E、F

長期型所得補償保険

- ポイント 1
- ポイント 2
- ポイント 3
- ポイント 4

最長65才まで補償! (タイプF)

ケガや病気により、免責期間※を超えても仕事ができない状態が続いている場合に、最長で65才まで所得を補償します。※免責期間とは、補償の対象とならない期間をいいます。

一部復職後 (地上職への復職を含む) も補償

一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して (タイプA~Eは最長60才まで、タイプFは最長65才まで) 補償します。
(保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません。)

国内外・業務中・業務外を問わず補償

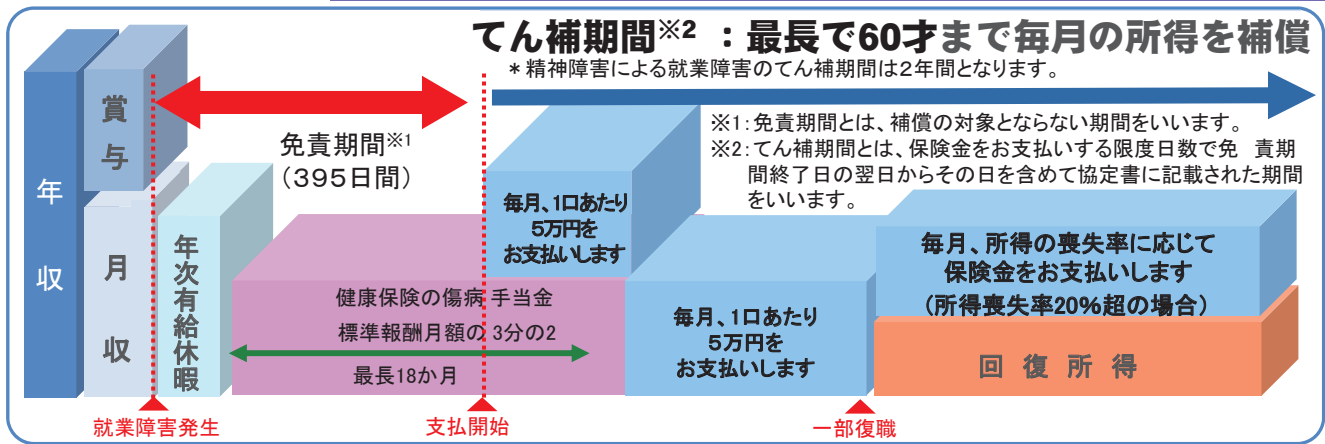
ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。

全タイプに天災危険補償特約をセット、さらにタイプD・E・Fは精神障害も補償!

全タイプに天災危険補償特約がセットされていますので、万一のときも安心です。さらにD・E・Fタイプには精神障害補償特約がセットされ、うつ病等の精神障害による就業障害を最長2年まで補償します。

【イメージ図】

長期型所得補償保険：タイプD (団体長期障害所得補償保険)



補償内容と月払保険料

保険期間：1年、団体割引15%、多人数割引12.5%適用

タイプ	A	B	C	D	E	F
てん補期間	60才まで					65才まで
免責期間	免責期間365日 (1年)	免責期間730日 (2年)	免責期間1,460日 (4年)	免責期間395日 (1年30日)	免責期間1,460日 (4年)	免責期間395日 (1年30日)
特約	☆天災危険補償特約	☆天災危険補償特約	☆天災危険補償特約	☆天災危険補償特約 ☆精神障害補償特約 (てん補期間：2年)	☆天災危険補償特約 ☆精神障害補償特約 (てん補期間：2年)	☆天災危険補償特約 ☆精神障害補償特約 (てん補期間：2年)
ご加入時の満年齢	保険金月額5万円 (1口あたり) の月払保険料 ※男性のみ					
20才-24才	398円	373円	339円	398円	341円	409円
25才-29才	409円	387円	345円	411円	347円	428円
30才-34才	439円	407円	365円	444円	370円	468円
35才-39才	527円	489円	429円	534円	437円	580円
40才-44才	759円	693円	594円	766円	603円	872円
45才-49才	1,023円	913円	724円	1,028円	735円	1,284円
50才-54才	1,198円	980円	582円	1,195円	593円	1,850円
55才-59才	1,190円	1,125円	1,038円	1,200円	1,050円	2,097円
60才-64才	-	-	-	-	-	2,077円

【口数決定の目安】

保険金(月額)1口5万円で、最高10口までご加入いただけます。口数×5万円×12が年収の50%以内になるように設定してください。

- 当保険料は団体割引15%、多人数割引12.5%を適用しています。
 ※当保険料は男性の保険料です。女性の保険料については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 年令は、平成28年3月1日時点の満年齢です。※保険料は更新時の満年齢に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。
- (タイプA~E)55才以上60才未満の方のてん補期間は、60才に達した日(※)までか3年間のいずれか長い期間となります。
 (※)60才に達した日とは、60才の誕生日の前日となります。
- (タイプF)60才以上65才未満の方のてん補期間は、65才に達した日(※)までか3年間のいずれか長い期間となります。
 (※)65才に達した日とは、65才の誕生日の前日となります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

3 リレープランのご案内

リレープランとは？

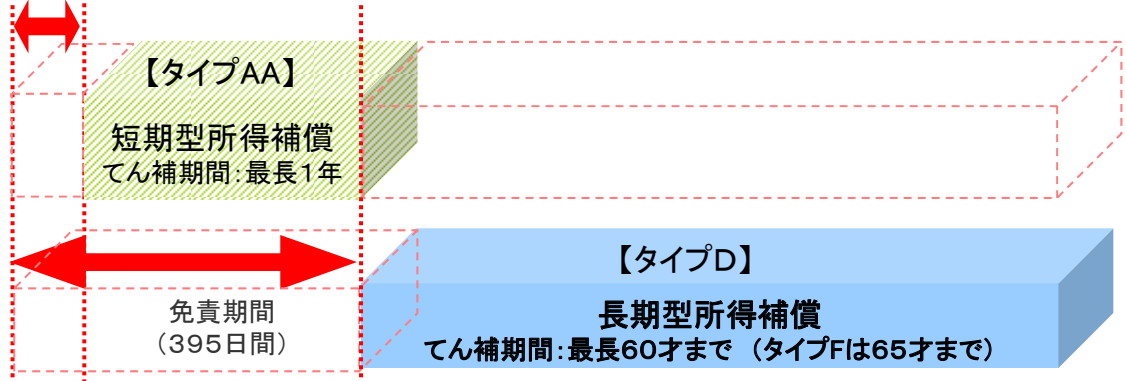
短期型所得補償保険 (傷害補償 (MS&AD型)特約・所得補償特約セット団体総合生活補償保険)にのみご加入の場合

短期の所得喪失リスクに備えることができますが、長期に渡ってのリスクは補償できません。

長期型所得補償保険 (団体長期障害所得補償保険)にのみご加入の場合

長期の所得補償リスクに備えることができますが、短期のリスクは補償できません。

免責期間(30日間)



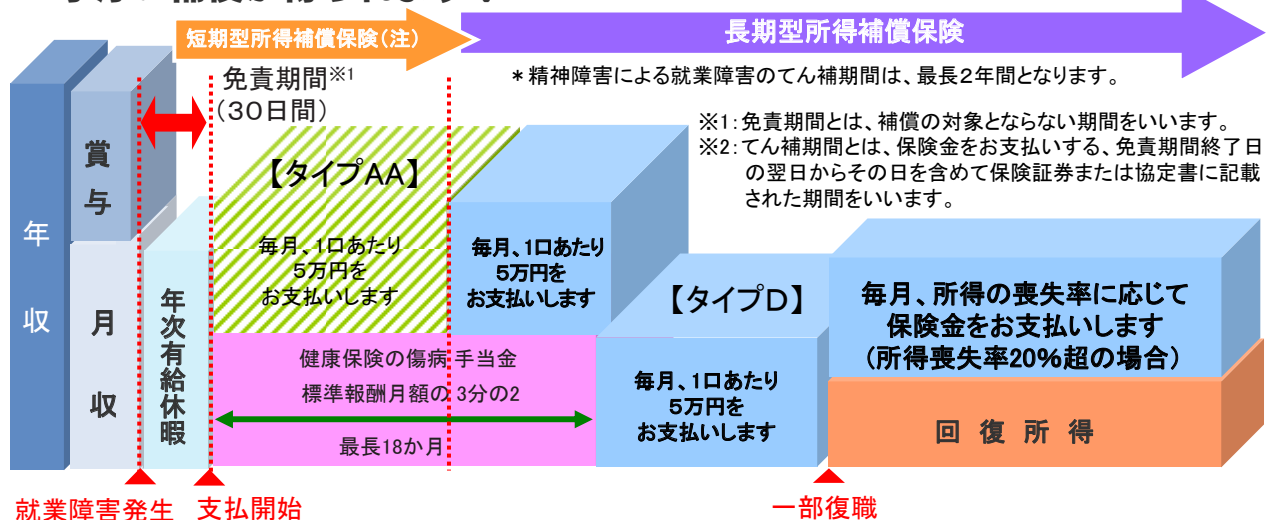
そこで、下記のように

短期型所得補償保険 (傷害補償 (MS&AD型) 特約・所得補償特約セット団体総合生活補償保険) と長期型所得補償保険 (団体長期障害所得補償保険) を組み合わせてご加入いただくことで、短期の所得喪失リスクと長期の所得喪失リスクを補償期間の重複がなく補償することが可能です。是非ご検討ください。

組み合わせて加入すると・・・

【イメージ図】

免責期間は短く(30日)てん補期間^{※2}は最長60才 (タイプFは65才) まで手厚い補償が得られます！



就業障害発生 支払開始

一部復職

(注) 短期型所得補償保険の保険期間中に就業中の事故によるケガで死亡した場合は、傷害死亡保険金: 100万円をお支払いします。

(所定の後遺障害が発生した場合は、その程度に応じて傷害後遺障害保険金をお支払します。)

* 死亡された場合には、所得補償保険金はお支払いできません。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

加入資格

公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員ご本人で、パイロット業務による勤労所得がある、平成28年3月1日において満20才以上満64才（長期型所得補償保険のタイプA～Eの場合は満59才）以下の方

お申し込み方法

1.新規加入の場合:

加入申込票・団体口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご署名・押印のうえ、ご提出ください。

2.継続加入の場合:

①加入内容に変更がない場合

特にお申し出のない場合、前年度と同一補償内容にて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。

②条件変更により「加入口数」「タイプ変更」等を希望される場合

加入申込票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。
条件変更が以下の場合は、健康状態の再告知が必要となります。

- ・加入口数の増口
- ・免責期間の短期化(免責期間2年(Bタイプ)→免責期間1年(Aタイプ)への変更等)
- ・Fタイプへの変更
- ・精神障害補償特約セットタイプへの変更
- ・特定疾病等補償対象外の条件を変更する場合

(加入口数減口・免責期間の長期化の場合、告知は不要です。)

3.脱退の場合:

加入申込票の脱退に○印・ご署名のうえ、ご提出ください。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、
短期型所得補償保険(所得補償特約セット団体総合生活補償保険)については満64才まで
長期型所得補償保険(団体長期障害所得補償保険)については、ご加入時満59才(タイプFは満64才)まで
保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。
この場合、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

<既にご加入の契約(他の保険会社等を含みます)を解約して、当制度に新たに加入する場合のご注意>

●健康状態告知と始期前発病の取扱いについて

新規ご加入の取扱いとなりますので、加入時点での健康状態を再度告知いただきます。
長期型所得補償保険については、新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受け、または治療のために服薬していたとき、あるいは、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

<既にご加入の契約(他の保険会社等を含みます)がある場合のご注意>

●重複契約と保険金額設定超過の場合のご注意

被保険者が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否をご判断のうえ、ご加入ください。
複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

重複契約において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、平均月間所得額(*2)に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、その部分について保険金が支払われない場合があります。詳細は、「お支払いする保険金のご説明」にてご確認ください。

(*1)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(*2)被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。※1

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間総収入} ※ 2) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} ※ 3) - (\text{働けなくなった場合でも得られる収入} ※ 4)}{12(\text{か月})}$$

※1 被保険者が事業所得者の場合、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費に応じて決定します。

※2 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入です。

※3 事業所得の場合はその事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

※4 利子所得、配当所得、不動産所得等をいいます。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含まれます。

記入例（新規にご加入される方）－団体長期障害所得補償保険制度－

パンフレットならびに下記記入例をご覧のうえ、ご記入・ご署名ください。

（注意点）

1. 加入申込票下欄の健康状態告知欄の質問内容は、加入申込票の裏面に記載しております。
2. 加入口数については口数×5万円×12が年収の50%以内になるよう設定してください。

JAPA 団体長期障害所得補償保険制度 加入申込票

加入受付時に通知・配布された「重要事項のご説明」の内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。また、「ご契約いただく内容に関する確認事項」をご確認いただき、個人情報のご取扱いにご同意いただいたうえで下記「申込人氏名」欄にご署名ください。

団体名	日本航空機操縦士協会	申込日	平成	年	月	日
所属会社名						

申込人(被保険者)氏名

(カ)

(漢字)

※フルネームで署名してください。

住所・連絡先

(カ)

(漢字)

(電話番号)

※職業・職種

加入者番号:

契約内容		※生年月日・年齢	※性別
保険期間	平成 28 年 3 月 1 日から 1 年間	昭和 平成	(満 才)

加入区分	新規申込	変更申込	継続申込	脱退
------	------	------	------	----

(注)今回新たにご加入される方、および継続加入される場合で、保険金額の増額(増口)、免責期間の短期化、Fタイプへの変更、精神障害補償特約セットタイプへの変更または特定疾病を補償対象外とする条件の削除など、補償内容を拡大するご契約条件の変更を伴う方は裏面の健康状態告知欄記入事項をお読みの上、下記健康状態告知書質問事項回答欄に告知日と回答をご記入ください。

◆短期型所得補償保険(加入タイプ:AA 免責期間:30日 てん補期間:1年間)

(傷害補償(MS&AD型)特約・所得補償特約セット団体総合生活補償保険)

加入タイプ	AA	※健康状態告知書質問事項回答欄				
加入口数	口	告知日	質問1	質問2	質問3	特定疾病等補償対象外欄
		平成 年 月 日	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	疾病コード 疾病・症状名(No.の場合のみカ)

◆長期型所得補償保険(加入タイプ:ABCDEF 免責期間:タイプ別 てん補期間:タイプ別)

(団体長期障害所得補償保険)

加入タイプ		※健康状態告知書質問事項回答欄				
加入口数	口	告知日	質問1	質問2		特定疾病等補償対象外欄
		平成 年 月 日	はい いいえ	はい いいえ		疾病コード 疾病・症状名(No.の場合のみカ)

(ご注意)告知の内容にかかわらず、加入日より12か月以内に発生した就業障害については、就業障害の原因となった身体障害について加入日前12か月以内に医師の治療、診察、診断を受け、または治療のために服薬をしていたときは、保険金をお支払いできません。

【他の保険契約等】被保険者が同一であり所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等の身体障害による就業不能に対して保険金が支払われる他の保険契約等またはタフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険(積立タイプ)等身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等がある場合は、下欄にその内容を記入してください。(団体契約、生命保険、共済を省きます。)

保険会社名	保険種類	満期日	保険金額 (合計)
		平成 年 月 日 (月額)	千円
		平成 年 月 日 (傷害死亡・後遺障害保険金額)	万円

【保険金請求歴】注)他の保険会社等への保険金請求を含みます。過去3年以内にケガまたは病気等(保険金10万円以上)を請求または受領したことがありますか。

保険会社名	回数	保険金額 (合計)
	回	円
	回	円

ご加入者さまへのご注意

項目名に※の付された欄は告知事項に該当します。これらの欄に事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合にはご契約を解除させていただくことがあります。なお、通知事項およびその取扱いについては重要事項のご説明をご確認ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (2015年12月承認)A15-*****

- 所属会社名をご記入ください。
- 申込日をご記入ください。
- 氏名・住所・連絡先・職業をご記入のうえ、ご署名ください。
- 生年月日・年齢および性別をご記入ください。
- 新規申込に○を付してください。
- 短期型所得補償保険のご加入口数をご記入ください。
- 加入申込票裏面の健康状態告知質問事項をご覧のうえ、ご記入ください。
- 長期型所得補償保険のご加入のタイプおよび口数をご記入ください。
- 他の保険契約等にご加入の場合にはその内容をご記入ください。

記入例（継続加入で契約内容を変更される方） — 団体長期障害所得補償保険制度 —

パンフレットならびに下記記入例をご覧のうえ、ご記入・ご署名ください。

(注意点)

1. 加入申込票下欄の健康状態告知欄の質問内容は、加入申込票の裏面に記載しております。
2. 加入口数については口数×5万円×12が年収の50%以内になるよう設定してください。

JAPA 団体長期障害所得補償保険制度 加入申込票

加入勧奨時に通知・配布された「重要事項のご説明」の内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。また、「ご契約いただく内容に関する確認事項」をご確認いただき、個人情報の取扱いにご同意いただいたうえで下記「申込人氏名」欄にご署名ください。

団体名	日本航空機操縦士協会	申込日	平成 年 月 日
所属会社名			

申込人(被保険者)氏名 (カナ) (漢字) ※フルネームで署名してください。	住所・連絡先 (カナ) (漢字) (電話番号)	※職業・職種 加入者番号:
---	----------------------------------	----------------------

契約内容	※生年月日・年齢	※性別
保険期間 平成 28 年 3 月 1 日から 1 年間	昭和 平成 (満 才)	

加入区分	新規申込	変更申込	継続申込	脱退
------	------	------	------	----

(注)今回新たにご加入される方、および継続加入される場合で、保険金額の増額(増口)、免責期間の短期化、Fタイプへの変更、精神障害補償特約セットタイプへの変更または特定疾病を補償対象外とする条件の削除など、補償内容を拡大するご契約条件の変更を伴う方は裏面の健康状態告知欄記入要領をお読みの上、下記健康状態告知書質問事項回答欄に告知日と回答をご記入ください。

◆短期型所得補償保険(加入タイプ:AA 免責期間:30日 てん補期間:1年間)
(傷害補償(MS&AD 型)特約・所得補償特約セット団体総合生活補償保険)

加入タイプ	AA	※健康状態告知書質問事項回答欄				
加入口数	□	告知日	質問1	質問2	質問3	特定疾病等補償対象外種 疾病コード 疾病・症状名(ROの場合のみカナ)
		平成 年 月 日	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	

◆長期型所得補償保険(加入タイプ:ABCDEF 免責期間:タイプ別 てん補期間:タイプ別)
(団体長期障害所得補償保険)

加入タイプ	□	※健康状態告知書質問事項回答欄				
加入口数	□	告知日	質問1	質問2	質問3	特定疾病等補償対象外種 疾病コード 疾病・症状名(ROの場合のみカナ)
		平成 年 月 日	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	

(ご注意)告知の内容にかかわらず、加入日より12か月以内に発生した就業障害については、就業障害の原因となった身体障害について加入日前12か月以内に医師の治療、診察、診断を受け、または治療のために離業をしていたときは、保険金をお支払いできません。

【※他の保険契約等】被保険者が同一であり所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等の身体障害による就業不能に対して保険金が支払われる他の保険契約等またはタフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険(格別タイプ)等身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等がある場合は、下欄にその内容を記入してください。(団体契約、生命保険、共済を含みます。)

保険会社名	保険種類	満期日	保険金額 (合計)
		平成 年 月 日 (月額)	千円
		平成 年 月 日 (傷害死亡・後遺障害保険金額)	万円

【保険金請求歴】(注)他の保険会社等への保険金請求を含みます。過去3年以内にケガまたは病気で保険金(5万円以上)を請求または受領したことがありますか。

保険会社名	回数	保険金額 (合計)
	回	円
	回	円

ご加入者さまへのご注意 項目名に※の付された欄は告知事項に該当します。これらの欄に事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合にはご契約を解除させていただきます。なお、通知事項およびその取扱いについては重要事項のご説明をご確認ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (2015年12月承認)A15-*****

申込日をご記入ください。

氏名(署名)・住所・連絡先・職業をご記入のうえ、ご署名ください。

契約内容を変更される場合は「変更申込」に、脱退の場合には「脱退」に○を付けてください。

追加加入、またはタイプの変更等をご希望の場合は、現在ご加入の口数およびタイプを二重線で削除のうえ、ご加入希望のタイプおよび口数をご記入ください。

口数の増口、免責期間の短期化、タイプ変更(Fプランへの変更、精神障害セットプランへの変更)または特定疾病等補償対象外の条件を変更する場合などをご希望される場合には、裏面の健康状態告知質問事項をご覧のうえ、ご記入ください。

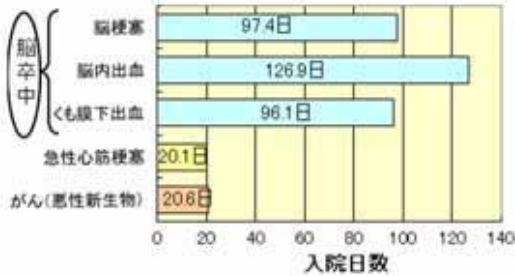
他の保険契約等にご加入の場合にはその内容をご記入ください。

JAPA団体総合補償制度

ご存知ですか？

入院の現状...

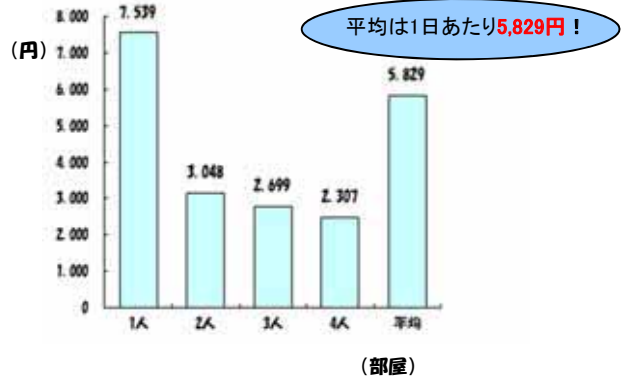
がん・急性心筋梗塞・脳卒中の平均入院日数



*平成23年 厚生労働省「患者調査 疾病別の退院患者平均入院日数」
(注)がん(悪性新生物)は「患者調査」より

がん、急性心筋梗塞、脳卒中での長期の入院は、
家計を圧迫する要因となってしまう場合があります。

差額ベッド代の患者負担額の状況

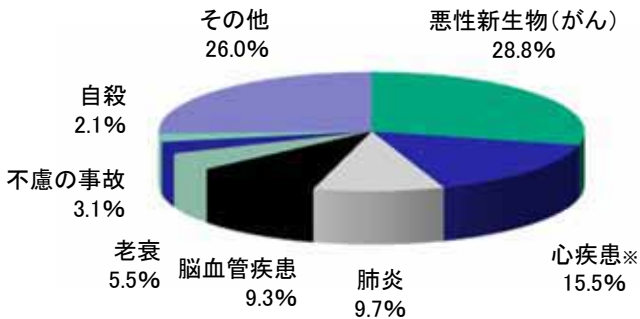


*平成24年11月14日 厚生労働省 中央社会 保険医療協議会
総会資料「主な選定療養に係る報告状況」より

差額ベッド代がかかる病室を利用する場合などを考えて
入院保険金日額を設定してみてもいいかもしれません。

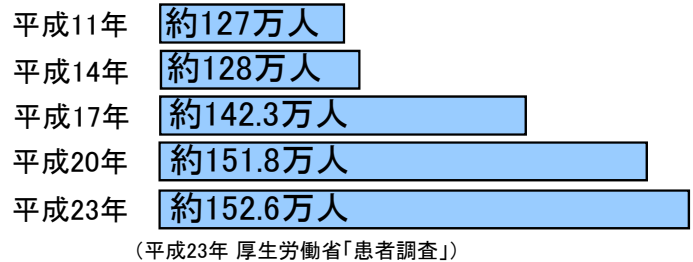
がんの現状...

日本人の死因第一位は“がん”です



(平成25年 厚生労働省「人口動態調査」)
(注)交通事故は不慮の事故に含まれます。
※心疾患・・・高血圧性のものを除きます。

がん総患者数の推移



男性、女性ともに一生のうちにおおよそ
2人に1人 が“がんと診断”されると
言われています。

(公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'13」)

病気やケガに対する備えも **“自助努力”** が大切な時代となりました。

そこで、JAPAの「団体総合補償制度」をおすすめします！

病気・ケガ・賠償責任などさまざまなニーズに対応し、
皆さまの健康を応援する制度です。

4 傷害保険 (団体総合生活補償保険：傷害補償 (MS&AD型) 特約セット)

■ タイプX

傷害保険

ポイント1 賠償事故に示談交渉サービスがご利用になれます！

傷害補償に個人賠償責任危険補償が自動セットされています。

ポイント2 ケガは24時間補償！

国内・海外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金をお支払します。

ポイント3 天災(地震・噴火・津波)、鳥インフルエンザやO-157をはじめとする特定感染症も対象！

国内・海外を問わず、お仕事や日常生活・レジャー中におけるさまざまな事故によるケガを補償します。

傷害補償

プラス

個人賠償責任

国内外

お仕事中のケガ

日常生活のケガ

自転車で転倒してケガ

スポーツ中のケガ

交通事故によるケガ

イベント中のケガ

国内外 (免責金額：0円)

宿泊中のホテルで水濡れをおこし階下の人に損害を与えた

買い物中に高価な商品を落として壊した

飼い犬が他人に噛み付きケガを負わせた

自転車で他人にケガをさせた

(注) 上記事故例でも事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金お支払対象とはなりませんので、ご注意ください。

■ 加入資格(会員本人のみ)

公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員ご本人で、平成28年3月1日において満20才以上満64才以下の方

■ 被保険者(補償の対象となる方)の範囲

傷害補償	ご本人
個人賠償責任(注)	ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族(※1)および別居の未婚(※2)の子

※1 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
 ※2 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

補償内容と月払保険料

団体割引15%適用、天災補償特約セット、個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)セット、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット

<傷害補償>

傷害入院保険金支払限度日数：180日 傷害入院保険金支払対象期間：180日 免責期間：0日
 傷害通院保険金支払限度日数：90日 傷害通院保険金支払対象期間：180日 免責期間：0日

タイプ	X									
	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
傷害入院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
傷害手術保険金	入院中：傷害入院保険金日額の1.0倍					入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍				
傷害通院保険金日額	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円
月払保険料	350円	700円	1,050円	1,400円	1,750円	2,100円	2,450円	2,800円	3,150円	3,500円

プラス

<個人賠償責任危険補償>

個人賠償責任危険保険金額	1億円
月払保険料	70円

安心！
示談交渉
サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービス*がご利用になれます。

*示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです。(日本国内で発生した賠償事故に限ります。)

(注) 相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

被保険者1名につき、最高10口までご加入いただけます。

個人賠償責任危険補償については、傷害補償のご加入口数に関わらず保険金額1億円となります。

※保険料は団体割引15%を適用しています。

※死亡保険金受取人指定はできません。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

5 がん保険 (団体総合生活補償保険：がん補償特約セット)

“がん”の場合、心配は高額な医療費と長期にわたる入院です

■ タイプY

がん保険

ポイント1 **がん診断保険金は支払回数制限がありません!**

ポイント2 **長期入院も安心!**
がん入院保険金は支払日数制限がありません。
日帰り入院から長期入院まで安心!

ポイント3 **健康状態の告知でOK!**
健康状態を告知いただくことで加入ができます。
医師の診査は必要ありません。

がん診断

＜悪性新生物診断保険金＞
＜上皮内新生物診断保険金＞

がんと診断確定されたとき、一時金としてお支払いします

悪性新生物 がん診断保険金額の全額

上皮内新生物 がん診断保険金額の20%



2年超経過後の再発もお支払いします

がん入院

がんと診断確定され入院したとき、1日につきがん入院保険金日額をお支払いします



日帰り入院から何日でも (無制限)

がん退院

診断確定されたがんの治療のため、20日以上継続して入院し、生存して退院したとき一時金をお支払いします。



(注) がん補償について

- ・上皮内新生物も対象となります。※「上皮内新生物」とはがんが粘膜の一番上の上皮内にとどまっている、ごく初期段階のがんのことをいいます。
- ・初年度契約の保険期間開始時より前にがんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて90日(待機期間といいます)を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。
- ・悪性新生物診断保険金または上皮内新生物診断保険金の支払われるがんと診断確定された最終の日からその日を含めて2年を経過した後に、再度「悪性新生物」または「上皮内新生物」による保険金のお支払い対象に該当した場合にも、保険金をお支払いいたします。

■ 加入資格

公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員ご本人、配偶者、子供、両親および兄弟姉妹、同居の親族で、平成28年3月1日において満0才(生後15日)以上満64才以下の方

補償内容と月払保険料

がん入院保険金支払対象期間:無制限 免責期間:0日 団体割引15%適用

タイプ	Y		
	1口	2口	3口
がん入院保険金日額	10,000 円	20,000 円	30,000 円
がん手術保険金額	入院中	10 万円	20 万円
	入院中以外	5 万円	10 万円
がん放射線治療保険金額	10 万円	20 万円	30 万円
がん退院時一時金額	10 万円	20 万円	30 万円
がん診断保険金額	悪性新生物	100 万円	200 万円
	上皮内新生物	20 万円	40 万円
0才	250 円	500 円	750 円
1才-4才	170 円	340 円	510 円
5才-9才	100 円	200 円	300 円
10才-14才	100 円	200 円	300 円
15才-19才	110 円	220 円	330 円
20才-24才	140 円	280 円	420 円
25才-29才	170 円	340 円	510 円
30才-34才	230 円	460 円	690 円
35才-39才	380 円	760 円	1,140 円
40才-44才	720 円	1,440 円	2,160 円
45才-49才	1,260 円	2,520 円	3,780 円
50才-54才	2,040 円	4,080 円	6,120 円
55才-59才	3,020 円	6,040 円	9,060 円
60才-64才	4,180 円	8,360 円	

加入者1名につき、最高3口までご加入いただけます。(60才以上の方の新規加入は2口が上限となります。)

※年令は、平成28年3月1日現在の満年令となります。

※保険料は更新時の満年令に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。

※保険料は団体割引15%を適用しています。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

■ タイプZ

医療保険

ポイント1 短期入院も安心！
日帰り入院から補償します！

ポイント2 最先端の治療費用にも対応！
先進医療費用保険金(実費)がセットされています！

ポイント3 健康状態の告知でOK！
健康状態を告知いただくことで加入ができます。
医師の診査は必要ありません。

■ 加入資格

公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員ご本人、配偶者、子供、両親および兄弟姉妹、同居の親族で、平成28年3月1日において満0才(生後15日)以上満64才以下の方

日帰り入院・手術から先進医療費用まで手厚く補償

病気入院

< 疾病入院保険金 >

病気の治療を目的として入院したとき、1日につき
疾病入院保険金日額をお支払いします。



1入院につき、最大120日が限度

退院後通院

< 疾病通院保険金 >

病気により入院し、退院後に通院したとき、1日につき
疾病通院保険金日額をお支払いします。
最大30日が限度



先進医療

< 先進医療費用保険金 >

保険期間中に先進医療を受けその費用を負担したとき
先進医療費用(実費)をお支払いします。



特定疾患

< 特定疾患保険金 >

所定の特定疾患により疾病入院保険金をお支払いする入院を開始した場合に、特定疾患保険金(疾病入院保険金日額の30倍)をお支払いします。



先進医療とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。

補償内容と月払保険料

疾病入院保険金支払限度日数：120日

疾病入院保険金支払対象期間：120日

免責期間：0日

疾病通院保険金支払限度日数：30日

疾病通院保険金支払対象期間：180日

団体割引15%適用

タイプ	Z	
	1口	2口
口数		
疾病入院保険金日額	5,000円	10,000円
疾病手術保険金額	入院中	5万円
	入院中以外	2.5万円
疾病放射線治療保険金額	5万円	10万円
疾病通院保険金日額	3,000円	6,000円
先進医療費用保険金額	150万円	300万円
特定疾患保険金額	15万円	30万円
0才	2,540円	5,080円
1才-4才	550円	1,100円
5才-9才	340円	680円
10才-14才	270円	540円
15才-19才	280円	560円
20才-24才	390円	780円
25才-29才	580円	1,160円
30才-34才	730円	1,460円
35才-39才	710円	1,420円
40才-44才	780円	1,560円
45才-49才	1,000円	2,000円
50才-54才	1,390円	2,780円
55才-59才	1,870円	3,740円
60才-64才	2,670円	

加入者1名につき、最高2口までご加入いただけます。(60才以上の方の新規加入は1口が上限となります。)

※年齢は、平成28年3月1日現在の満年齢となります。

※保険料は更新時の満年齢に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。

※保険料は団体割引15%を適用しています。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

加入資格

【傷害保険】

公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員ご本人で、平成28年3月1日において満20才以上満64才以下の方

【がん保険・医療保険】

公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員ご本人、配偶者、子供、両親および兄弟姉妹、同居の親族で、平成28年3月1日において満0才(生後15日)以上満64才以下の方

お申込み方法

加入申込票・団体口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご署名・押印のうえ、ご提出ください。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の年齢(がん保険・医療保険)および保険料率によって計算されます。(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

「傷害保険」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談／税務のご相談)

「医療保険」または「がん保険」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

【医療カウンセリングサービス】

セカンドオピニオンのご相談／面談専門医のご紹介／“がん”粒子線治療のご相談

【健康安心サポート】

- 健康検診サービス(人間ドック施設のご紹介／PET検診施設のご紹介／在宅検診のご紹介)
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供)
- 介護安心サービス(介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供)／認知症TESTER(テスター)
- メンタルご相談(メンタルヘルスのご相談)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談／税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

記入例 ー団体総合補償制度ー

パンフレットならびに下記記入のポイントをご覧のうえ、ご記入ください。

(注意点)

1. 傷害保険・がん保険・医療保険に加入される際は、こちらの申込票にご記入ください。
2. 加入申込票の健康状態告知欄の質問内容は、加入申込票の裏面に記載しております。
3. 加入口数については各タイプごとの上限までの範囲で設定してください。
4. 既に参加している方は、現在の加入内容が印字されています。加入内容の変更をご希望の場合は、印字を二重線で削除のうえ、セット名(タイプ名)・口数をご記入ください。

【記入のポイント】

1. 新規加入の方は「新規加入」に○印をしてください。
2. 加入申込日をご記入ください。
3. 住所・電話番号・職場名(所属会社)をご記入ください。
4. 氏名をフルネームでご署名ください。
5. 被保険者氏名・生年月日・性別・年齢・団体との関係・家族構成人数・職種名(カナ)をご記入ください。
※団体との関係は帳票下段のコード表より該当するコードを選択してください。
※職業名・職種名には具体的な職業・職務をご記入ください。(例)パイロット、ジムショク 等
6. セット名(タイプ名)・口数をご記入ください

＜セット名(タイプ名)一覧＞

	傷害保険	がん保険	医療保険
タイプ名	X	Y	Z

7. がん保険・医療保険にご加入される場合は健康状態告知書質問事項回答欄をご記入ください(がん保険のみご加入の場合は、質問1のみご回答ください)。
※告知書ご署名欄に被保険者ご本人がフルネームで署名し、告知日を記入します。ただし、被保険者本人が15才未満の場合は親権者が告知し、未成年者の場合は親権者が署名します。
＜被保険者ご本人が未成年者の場合の署名欄記入例＞
親権者:航空 太郎で被保険者:航空 翼の場合
「航空 翼 親権者 航空 太郎」
8. 他の保険契約等にご加入の場合は、「あり」に○印をして裏面にその内容をご記入ください。

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、普通保険約款・特約集または協定書※をご参照ください。

※ 普通保険約款・特約集は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

1 普通保険約款の補償内容

ご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<p>身体障害により、就業障害となった場合</p>	<p>免責期間終了日の翌日以降の就業障害 1 か月につき、次の額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率 (100\%)}$ </div> <p>※ お支払いする保険金の額は協定書に定める最高保険金支払月額が限度となります。</p> <p>※ 協定書に定める補期間が限度となります。</p> <p>※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて 6 か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*）の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間 1 か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間 1 か月あたりの支払責任額（*） ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間 1 か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間 1 か月あたりの支払責任額（*）を限度とします。 <p>（*）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1) 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受け、または治療のために服薬していたとき、あるいは、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫ 発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害※5 など <p>(3) 特定疾病等補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、保険証券等に記載されたケガまたは病気による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 全タイプに「天災危険補償特約」がセットされているので、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※4 Dタイプ、Eタイプ、Fタイプにご加入の場合、「精神障害補償特約」がセットされていますので平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目（*）中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p style="text-align: center;">(1) F 04～F 09 (2) F 20～F 51</p>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		(3) F 53 (4) F 59～F 63 (5) F 68～F 69 (6) F 84～F 89 (7) F 91～F 92 (8) F 95 (*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版) 準拠」によります。 ※5 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

<用語の解説>

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、**1口あたり保険金額** × **加入口数** によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があったときは、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます(ただし、免責期間中は、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態をいいます)。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害(「ケガ」といいます)または疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度日数で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。Dタイプ、Eタイプ、Fタイプにご加入の場合「精神障害補償特約」がセットされていますので、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「2年間」が限度です。

【免責期間】とは

就業障害が継続する協定書に記載された所定の期間をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数(28日)を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1 免責期間とします。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間総収入※1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額※2}) - (\text{働けなくなった場合でも得られる収入※3})}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入です。

※2 事業所得の場合はその事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

※3 利子所得、配当所得、不動産所得等をいいます。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

2 補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概 要
精神障害補償特約 (Dタイプ、Eタイプ、Fタイプにセット)	普通保険約款で補償対象外としている精神障害のうち、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(注)中の次の分類番号に該当する精神障害を原因とするものに限り保険金支払いの対象とします。 (1) F 04～F 09 (2) F 20～F 51 (3) F 53 (4) F 59～F 63 (5) F 68～F 69 (6) F 84～F 89 (7) F 91～F 92 (8) F 95 (注) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版) 準拠」によります。 ※この特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「2年間」が限度です。
天災危険補償特約 (全タイプにセット)	普通保険約款で補償対象外としている「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」によって被った身体障害による就業障害について保険金のお支払い対象とします。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈傷害補償・がん補償・疾病補償〉

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

1 基本構成（普通保険約款、傷害補償（MS&AD型）特約）の補償内容

- 被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
- 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
(注) 「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ※ 「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約」がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 (3) 次のいずれかによって発生したケガについても保険金をお支払いできません。 ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます） イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車をを使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をを用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車をを使用している間 ③ 被保険者が山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 (*1) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 (*2) 競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。 など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※ 「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約」がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) (*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとし、 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。 (*) 超音波骨折治療法の例 ○手術 ×手術 ○手術 ▼ ▼ ▼ 10月1日 10月10日 10月25日 ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院(往診を含みます)した場合 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	$\boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院日数}}$ ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

2 その他の傷害危険に関する特約の補償内容

1. 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガなどに対して保険金をお支払いします。

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ※特定感染症は欄外をご参照ください。	後遺障害保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に傷害補償(MS&AD型)特約所定の後遺障害が発生した場合	$\boxed{\text{傷害死亡・後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{約款所定の保険金支払割合(4\%~100\%)}}$ ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※ 傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額が限度となります。	(1) 次のいずれかにより発病した特定感染症の発病に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者に対する刑の執行 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧ 傷害補償(MS&AD型)特約により保険金をお支払いするケガ (2) 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(継続契約を含みません)に対しては、保険金をお支払いできません。
	入院保険金	特定感染症の発病により、入院され、その入院が入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 発病の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院日数}}$ ※ 入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	
	通院保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて保険証券に記載された通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院(往診を含みます)した場合 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	$\boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院日数}}$ ※ 通院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、保険証券に記載された傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。	※ テロ行為によって発生したものに關しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定められている一類感染症から三類感染症までをいいます。

平成27年1月21日現在では、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、バラチフスをいいます。

3 所得補償に関する特約の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気（ケガ以外の身体の障害をいいます）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合に、被保険者が被った損失に対して保険金をお支払いします。
 - 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。
- (注) 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償特約 補償重複	所得補償保険金	身体障害により、就業不能となった場合	$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{就業不能期間の月数}}$ $+ \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}} \\ \text{30}$ <p>※ 保険証券に記載されたてん補期間が限度となります。</p> <p>※ 平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、上記算式の「保険金額」を「平均月間所得額」に読み替えて適用します。</p> <p>※ 医学上重要な関係のある身体障害により、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業不能になった場合は、前の就業不能と同一の就業不能として取り扱います。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額を超えるときは、下記の額を就業不能期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1) 保険期間開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合については、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかによる就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による身体障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害 ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動による身体障害※1 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故による身体障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染による身体障害 ⑧ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ など <p>(3) 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能または被保険者の妊娠もしくは出産を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病補償対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載されたケガまたは病気による就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>

<用語の解説>

【身体障害】とは

ケガと病気をあわせて身体障害といます。

【就業不能】とは

被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により保険証券に記載された職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後または身体障害が治癒した後は、就業不能とはいいません。

(1) その身体障害の治療のため、入院していること。

(2) 上記(1)以外で、その身体障害につき、医師の治療を受けていること。

※ 「航空機乗組員特約(所得補償特約用)」がセットされた場合、身体障害を被り、航空機に乗り込んで運行を行う航空業務に全く従事できないこと(身体障害が治癒した後であっても、航空法に定める身体検査その他航空業務に従事するために必要な身体検査に合格するまでの間を含みます)をいいます。

【てん補期間】とは

免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券に記載された期間をいいます。

【免責期間】とは

就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券に記載された日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

【就業不能期間】とは

てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

【平均月間所得額】とは

被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。※1

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間総収入} \times 2) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 3) - (\text{働けなくなった場合でも得られる収入} \times 4)}{12(\text{か月})}$$

※1 被保険者が事業所得者の場合、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費に応じて決定します。

※2 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入です。

※3 事業所得の場合はその事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

※4 利子所得、配当所得、不動産所得等をいいます。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みます。

■ 所得補償特約の補償条件を拡大する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)(注)	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券に記載された業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※ 初年度契約については1年の待機期間があります。

(注) 所得補償特約をセットされるご契約に自動セットされます。

4. がん補償特約の補償内容

1. 被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合などに保険金をお支払いします。

※ がんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」および「上皮内新生物」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によります。

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん入院保険金	がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として保険期間中に入院を開始し、その入院ががん入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	がん入院保険金日額 × 入院日数 ※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となり、がん入院保険金支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。 (2) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。 など
がん手術保険金	がんと診断確定され、次のいずれかに該当する場合 ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けた場合	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 がん入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 がん入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、がんの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとし、 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日について	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん放射線治療保険金	<p>がんが診断確定され、次のいずれかに該当する場合</p> <p>①がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けたとき</p> <p>②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合</p>	<p>のみ手術を受けたものとします。</p> <p>1回の放射線治療について次の額をお支払いします。</p> <p>がん入院保険金日額 × 10</p> <p>※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。 	

支払対象期間：がん入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

5 その他のがんに関する特約の補償内容

1. 被保険者ががんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。
 2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金補償特約	悪性新生物診断保険金	<p>次のいずれかに該当した場合で、そのがんが、約款所定の「悪性新生物」であったとき</p> <p>①初めてがんが診断確定された場合</p> <p>②原発がんを治療したことにより、がんが認められない状態になり、その後初めてがんが再発したと診断確定された場合</p> <p>③原発がんが他の臓器に転移したと診断確定された場合。ただし、転移する以前にその臓器に既にがんが発生していた場合を含みません。</p> <p>④原発がんとは別に、新たながんが発生したと診断確定された場合</p> <p>※ 原発がんとは、既に診断確定されたがんをいいます。</p>	<p>がん診断保険金額の全額</p> <p>※ 保険期間を通じ、1回のお支払いに限ります。</p>	<p>(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんが診断確定された場合については保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) がんが診断確定された日からその日を含めて2年以内に「悪性新生物」または「上皮内新生物」によるがん診断保険金のお支払い対象に該当した場合については保険金をお支払いできません。ただし、2年経過日の翌日以後に入院を開始または治療を継続されている場合には保険金をお支払いします。 など</p>
	上皮内新生物診断保険金	<p>次のいずれかに該当した場合で、そのがんが、約款所定の「上皮内新生物」であったとき</p> <p>①初めてがんが診断確定された場合</p> <p>②原発がんを治療したことにより、がんが認められない状態になり、その後初めてがんが再発したと診断確定された場合</p> <p>③原発がんが他の臓器に転移したと診断確定された場合。ただし、転移する以前にその臓器に既にがんが発生していた場合を含みません。</p> <p>④原発がんとは別に、新たながんが発生したと診断確定された場合</p> <p>※ 原発がんとは、既に診断確定されたがんをいいます。</p>	<p>がん診断保険金額 × 20%</p> <p>※ 保険期間を通じ、1回のお支払いに限ります。</p>	
がん退院時一時金補償特約	がん退院時一時金	<p>がんが診断確定され、そのがんの治療を目的として20日以上継続して入院した後、生存して退院した場合</p>	<p>がん退院時一時金額の全額</p> <p>※ 1入院につき、1回のお支払いに限ります。</p> <p>※ 保険金お支払いの対象となる入院が終了した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となります。</p>	<p>4の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じになります。</p>

6 疾病補償特約の補償内容

1. 被保険者が疾病（病気といえます）を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

※ 入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合									
疾病入院保険金	<p>発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合</p> <p>※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>疾病入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1入院につき、保険証券に記載された疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて180日以内に医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。</p>	<p>(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1</p> <p>(2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑥ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>(3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気</p> <p>② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常を含みません。</p> <p>(5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病補償対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載された病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 被保険者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものととして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>									
疾病手術保険金	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 創傷処理 皮膚切開術 デブリードマン 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 拔牙手術または歯・歯肉の処置に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 美容整形上の手術 病気を直接の原因としない不妊手術 診断、検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術 吸引および穿刺などの処置 神経ブロック 抜釘術 屈折異常に対する手術 <p>② 先進医療（*1）に該当する診療行為（*2）</p> <p>（*1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>（*2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院中に受けた手術</p> <p>疾病入院保険金日額 × 10</p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p>疾病入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（*）。 <p>（*）体外衝撃波胆石破砕術の例</p> <table border="1"> <tr> <td>○手術</td> <td>×手術</td> <td>○手術</td> </tr> <tr> <td>▼</td> <td>▼</td> <td>▼</td> </tr> <tr> <td>10月1日</td> <td>10月10日</td> <td>10月25日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。 	○手術	×手術	○手術	▼	▼	▼	10月1日	10月10日	10月25日	<p>(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1</p> <p>(2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑥ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>(3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気</p> <p>② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常を含みません。</p> <p>(5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病補償対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載された病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 被保険者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものととして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
○手術	×手術	○手術										
▼	▼	▼										
10月1日	10月10日	10月25日										
放射線治療保険金	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合</p> <p>② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合</p> <p>※ 放射線治療とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為。ただし、放射線の照射を行うものについては、その総</p>	<p>1回の放射線治療について次の額をお支払いします。</p> <p>疾病入院保険金日額 × 10</p> <p>※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるとき 	<p>(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1</p> <p>(2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑥ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>(3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気</p> <p>② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常を含みません。</p> <p>(5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病補償対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載された病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 被保険者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものととして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>									

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	量が50グレイ以上となる場合に限り ます。 ②先進医療(*)に該当する放射線照射 または温熱療法による診療行為 (*)放射線治療を受けた時点において、厚生 労働大臣が定める先進的な医療技術をい います。また、先進医療ごとに定める施設 基準に適合する病院等において行われる ものに限り、対象となる手術、医療 機関および適応症は限定されます。	は、保険金をお支払いしません。	
疾病通院 保険金	疾病入院保険金をお支払いする場合にお いて、退院した日の翌日からその日を含 めて疾病通院保険金の支払対象期間(180日)内に、その入院の原因となった病気の治療を目的として通院(往診を含みます)したとき	疾病通院保険金日額 × 通院日数 ※ 1入院につき、通院日数は、通算して保険証券に記載された疾病通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となります。	

支払対象期間：疾病入院保険金、疾病通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

7 その他の病気に関する特約の補償内容

1. 被保険者が病気を発病した場合に保険金をお支払いします。
 2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
特定疾患 補償特約	特定疾患 保険金	疾病入院保険金が支払われる場合 で、その入院が次の①および②のす べてに該当したとき ①「特定疾患」を直接の原因とした 入院である場合 ②「特定疾患」により交付された特 定疾患医療受給者証の有効期間 中の入院である場合 ※ 「特定疾患」とは、昭和47年10 月厚生省「難病対策要綱」に基 づき実施されている特定疾患治 療研究事業の治療研究対象疾患 をいいます(都道府県が独自に 医療費助成を行っている疾患は 対象となりません)。 治療研究対象疾患の最新の 内容は「難病情報センター」ホ ームページ等でご確認ください。	特定疾患保険金額の全額 ※ 1特定疾患につき、1回のお支 払いに限り、継続契約の場合は、 継続されてきた最初の保険契約 の始期日から通算して1回のお支 払いに限り、継続されてきた最 初の保険契約の始期日から通算 して1回のお支払いに限りま す。	6の「保険金をお支払いできない主な 場合」と同じになります。

8 ケガや病気に伴う費用に関する特約の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が身体障害(ケガまたは病気)を被り、その治療を目的として費用を負担することにより被った損害等に対して保険金をお支払いします。
 2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療 費用 保険金 補償特約 補償重複	先進医療 費用 保険金	身体障害を被り、その身体障害の 治療のため、被保険者が保険期間 中に日本国内の病院等において 「先進医療」を受け、その費用を 負担したことによって損害を被っ た場合 ※ 「先進医療」とは、厚生労働省 告示に基づき定められている 評価療養のうち、別に厚生労働 大臣が定めるものをいいます。 ただし、先進医療ごとに別に厚	先進医療費用の額 <先進医療費用> ①「先進医療」に要する費用 ②次の交通費 ・「先進医療」を受けるために必要 とした病院等までの交通費 ・医師が必要と認めた病院等への転 院のために必要とした交通費 ・退院のために必要とした病院等か	6の「保険金をお支払いできない主な 場合」(3)、(4)のほか次のいずれか についても保険金をお支払いでき ません。 (1)保険期間の開始時(継続契約の場 合は継続されてきた最初の保険期 間の開始時)より前に被った身体 障害※1 (2)次のいずれかによる身体障害 ①保険契約者、被保険者または保 険金受取人の故意または重大な過 失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為ま

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。対象となる「先進医療」の種類は特約保険期間中に変動することがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。</p>	<p>ら住居までの交通費</p> <p>※ 保険期間を通じ、保険証券に記載された先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>たは犯罪行為</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑥むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3</p> <p>⑦治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>(3) 次のいずれかのケガ</p> <p>①被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 <p>②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</p> <p>③被保険者が次のいずれかに該当する間の事故によるケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 乗用具(*)1を用いて競技等(*)2をしている間 (ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等(*)2をしている間」を除きます) イ. 乗用具(*)1を用いて競技等(*)2を行うことを目的とする場所において、競技等(*)2に準ずる方法・態様により、乗用具(*)1を使用している間 (ウ. に該当しない「道路上で競技等(*)2に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車をを使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をを用いて競技等(*)2をしている間または競技等(*)2に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車をを使用している間 <p>④被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故によるケガ</p> <p>など</p> <p>(*)1 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。</p> <p>(*)2 競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p> <p>※1 被保険者が身体障害を被った時、その身体障害の治療のために先進医療を受けた日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その身体障害は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えてい</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				る場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

9 その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表に記載したとおりとなります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者	親族※2
個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）		○	○	○

（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者として扱います。

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※3」または「別居の未婚※4の子」をいいます。

※3 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用） 補償重複	個人賠償責任危険補償保険金	被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者ご本人の居住する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 ※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">免責金額（*）（0円）</div>	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑥ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（*）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

※ 1 事故につき、個人賠償責任危険補償保険金額が限度となります。

※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が個人賠償責任危険補償保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する個人賠償責任危険補償保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。

※ 日本国内において発生した事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任危険補償保険金額を明らかに超える場合、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒んだ場合または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、引受保険会社による示談交渉はできません。

※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。

※ 保険金または共済金が支払われる他の保

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)

平成 27 年 10 月

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、普通保険約款・特約集、保険証券または協定書(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注)普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

団体長期障害所得補償保険は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業障害となった場合に、被保険者が被った損失について保険金をお支払いする保険です(ご契約にあたり、保険契約者と引受保険会社との間でご契約内容に関する協定書を取り交わしていただいております)。

2 補償の内容等

(1) 保険金をお支払いする場合

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、保険金支払いの対象となる期間(てん補期間(注))中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、被保険者1名につき最高保険金支払月額を限度とします。

また、セットされる特約により、「保険金をお支払いする場合」や「お支払いする保険金の額」が異なることがありますのでご注意ください。詳細はパンフレット等の該当箇所、普通保険約款・特約集または協定書をご確認ください。

(注)引受保険会社が保険金をお支払いする限度日数で免責期間(※)終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

(※)就業障害が継続する協定書に記載された期間をいい、この期間に対しては、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、普通保険約款・特約集または協定書をご確認ください。

① 保険期間の開始時(注)より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。

※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であっても、それが保険期間の開始時(注)よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

② 次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。

- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、覚せい剤、シンナー等の使用
- ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1)
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注2)
- ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注3)
- ・被保険者が被った精神障害(注4)

など

(注1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により、保険金お支払いの対象となります。

(注2)「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。

(注3)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注4)「精神障害補償特約」のセットにより統合失調症、躁うつ病等の精神障害を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。

③ 特定疾病等を補償対象外とする条件でのお引受けとなった場合、保険証券等に記載されたケガまたは病気による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、普通保険約款・特約集または協定書をご確認ください。

(4) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 引受条件(支払基礎所得額等)

① 支払基礎所得額の設定については、以下の点にご確認ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険金額については、加入申込票をご確認ください。

- ・支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いしますので、この額が平均所得額の範囲内となるように、支払基礎所得額をお決めいただきます。なお、支払基礎所得額に協定書に記載された約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※被保険者の方の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案してお決めいただきます。

② 被保険者が一定の年齢に達した場合には、保険期間終了後、継続してご加入できないことがありますのであらかじめご了承ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2. 保険料

保険料は、支払基礎所得額、年齢、性別等により決まります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

3. 保険料の払込方法等

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

団体長期障害所得補償保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、保険契約者を通して、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の「保険商品・契約内容に関するお問合わせについて」、「保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について」および「指定紛争解決機関について」をご確認ください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、普通保険約款・特約集、保険証券または協定書(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注) 普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

団体長期障害所得補償保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

2. 告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、引受保険会社が加入申込票にて告知を求める※印の項目(告知事項)について、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
- (2) 申込人または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります(下記③に該当した場合は、ご契約を解除させていただくことがあります)。ご加入に際して、今一度お確かめください。

告知事項(加入申込票の※印の項目)

- ①被保険者の生年月日、年齢、性別、業種
- ②健康状態告知(注1)(注2)
- ③同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注3)の有無

(注1)健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただきます。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実と相違ないことをご確認のうえ、ご署名ください。また、ご回答いただいた内容により、契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただいたりすることがありますので、あらかじめご了承ください。

(注2)健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除させていただくことがあります。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過していても、お申し出いただけなかった事実、またはお申し出いただいた内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

(*)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

(注3)所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

3. 通知義務(ご加入後にご連絡いただく事項)

申込人または被保険者は下表に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。申込人または被保険者の故意や重大な過失により、下表の通知事項について遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

通知事項	業種を変更した場合
------	-----------

4. 支払基礎所得額の設定について

- (1) 団体長期障害所得補償保険は、支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いしますので、この額が平均所得額の範囲内となるように、支払基礎所得額をお決めいただけます。

※被保険者の方の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案してお決めいただきます。

- (2) 保険期間中に次のような事項が発生した場合は、ご契約内容の変更が必要になりますので、遅滞なく保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
 - ①ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、保険期間の始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合
 - ②ご契約後に所得の平均月間額が著しく減少した場合

5. 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

6. 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害を発生させた場合
 - (2) 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 など
- この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

7. 無効、取消し、失効について

下記の事ごとに該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込みいただいた保険料は返還できません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込みいただいた保険料は返還できません。
- (3) 被保険者が死亡された場合や身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合等については、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込みいただいた保険料は普通保険約款・特約集に定める規定により返還します。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

8. 保険責任開始期

保険責任は保険期間の始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まります。

9. 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」1. 商品の仕組みおよび引受条件等 2. 補償の内容等 (2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

10. 解約と解約返れい金について

ご加入後、保険契約を解約される場合には、保険契約者を通して取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定める規定により保険料を返還、または未払込分の保険料等を請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

11. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。

12. 万一、事故が発生した場合のご注意

1 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所、普通保険約款・特約集または協定書をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額> (注1)

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(注2)をお支払いします。

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(注2)を限度とします。

(注1) お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はパンフレット等の該当箇所、普通保険約款・特約集または協定書をご確認ください。

(注2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、後記<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて後記<別表「保険金請求書類」>以外の書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は<2>保険金の支払請求時に必要となる書類等に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約集または協定書をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)		
(2)	引受保険会社の定める傷害(疾病・損害など)状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告される書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(4)に掲げる書類もご提出いただく場合があります。		
(3)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書	など
(4)	所得に関する保険金をご請求する場合に必要な書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書(事故証明書など)	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・所得確認書類(源泉徴収票、確定申告書、決算書など)	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・調査同意書(事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書)	など

<その他ご注意いただきたいこと>

1 保険金の代理請求について

被保険者の方に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度(「代理請求制度」といいます)がございます(被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません)。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ②上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金請求に対して引受保険会社から保険金をお支払いした後に、重複して保険金請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

2 請求権等の代位について

損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、引受保険会社はその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合

被保険者が取得した債権の全額

②上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

- 3 税法上の取扱い（平成27年11月現在）**
 保険料負担者が個人の場合、払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。
 ※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- 4 ご契約内容および事故報告内容の確認について**
 事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等の間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 5 被保険者による保険契約の解約請求について**
 被保険者が保険契約者以外の方である場合において、その被保険者は保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、保険契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

<ご契約いただく内容に関する確認事項（意向確認事項）>

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客さまのご希望を満たした内容であるか再度ご確認・ご了解のうえご加入ください。また、払い込みいただく保険料が正しいものとなるよう保険料算出にかかわる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

●今回お申込みいただくご契約についてご確認ください。

- 下記項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - 補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - 支払基礎所得額・最高保険金支払月額・約定給付率
 ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。
- 被保険者の範囲（ご本人のみの補償）について、正しい内容となっていることをご確認ください。
- 被保険者に関する「生年月日」「年齢」「性別」について、全て正しい内容となっていることをご確認ください。
- 加入申込票の「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
- 支払基礎所得額が「平均所得額」の範囲内で設定されていることをご確認ください。
 *「所得」とは、保険証券記載の業務を遂行することにより得られる給与所得・事業所得・雑所得にかかる総収入額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

●また、現在ご加入のご契約（満期を迎える契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問い合わせについて	
【取扱代理店】	株式会社 JALUX 保険サービス
【電話番号】	0120-25-8400 ※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060 (無料)

【受付時間】 平日 9:00～17:00
 (土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※ご加入の団体名(公益社団法人日本航空機操縦士協会)をお知らせください。
 「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
 ※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024 (無料)

※受付時間[365日24時間]
 ※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
 ※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

[ナビダイヤル] 0570-022-808

(全国共通・通話料有料)

※受付時間[平日9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
 ※携帯電話からも利用できます。
 ※IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。
 ※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/pr/adrl>

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

平成 27 年 10 月

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者にお渡しいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

- (1) 団体総合生活補償保険は、普通保険約款と具体的な補償内容を規定した傷害（以下「ケガ」といいます）、疾病（以下「病気」といいます）、がん等の各基本特約との組み合わせにより、保険期間中に被保険者がケガを被った場合や、病気やがんにより入院したり手術を受けられた場合等に保険金をお支払いする保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

補償の種類	補償の概要
ケガに関する補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。
疾病に関する補償	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。
がんに関する補償	被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

- (2) 補償の種類によりご選択いただける被保険者の範囲はご本人となります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 補償の内容等

- (1) 保険金をお支払いする場合
「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- (2) 保険金をお支払いできない主な場合
主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガに関する補償	<p>①次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波（注1） など <p>②次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒 <p>③次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ・被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 <ul style="list-style-type: none"> ア. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をういて道路上で競技等（*2）をしている間」を除きます） イ. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）を行うことを目的とする場所において、競技等（*2）に準ずる方法・態様により、乗用具（*1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（*2）に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車をを使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をういて競技等（*2）をしている間または競技等（*2）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車をを使用している間 ・被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等を行います）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など <p>（*1）乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 （*2）競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p>
疾病に関する補償	<p>①保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に発病した病気（注3）（注4）については保険金をお支払いできません。</p> <p>②次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 など <p>③次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気 ・被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょく期の異常を含みません。 など
がんに関する補償	<p>①保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。（注4）</p> <p>②保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）からその日を含めて90日を経過した日の翌</p>

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
	日午前0時より前がんと診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。 など

(注1)「天災補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。

(注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注3) 被保険者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。

(注4) 上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であってもそれが保険期間の開始時（継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります）より前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始された等の場合には、保険金をお支払いできることがあります。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 引受条件（保険金額等）

① 保険金額の設定については、以下の点にご確認ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険金額については、加入申込票をご確認ください。

・ 保険金額は被保険者の方の年齢・収入等に照らして適切な金額となるようお決めいただきます。

・ 入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で制限があります。

・ 所得補償特約をセットいただいた場合の所得補償保険金額は、被保険者の方の加入する公的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます）による給付内容を勘案し、平均所得額（注1）の範囲内で、適切な額をお決めいただきます。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額（注2）を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注1) 平均所得額とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

(注2) 平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

② 疾病に関する補償・がんに関する補償・所得補償特約をセットする場合で、被保険者が一定の年齢以上のときは、保険期間終了後、継続してご加入できないことがありますのであらかじめご了承ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2. 保険料

保険料は保険金額、保険期間等により決まります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

3. 保険料の払込方法等

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

団体総合生活補償保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、保険契約者を通して、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の「**保険商品・契約内容に関するお問合わせについて**」、「**保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について**」および「**指定紛争解決機関について**」をご確認ください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者にお渡しいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

団体総合生活補償保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

2. 告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、引受保険会社が加入申込票にて告知を求める※印の項目(告知事項)について、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
- (2) 申込人または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります(下記③に該当した場合は、ご契約を解除させていただくことがあります)。ご加入に際して、今一度お確かめください。

告知事項 (加入申込票の※印の項目)	①被保険者の生年月日(注1)、年齢(注1)、職業・職務(注2) ②健康状態告知(注1)(注3)(注4) ③同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注5)の有無
-----------------------	--

(注1) 疾病に関する補償・がんに関する補償・所得補償特約のいずれかをセットした場合に告知事項とさせていただきます。

(注2) 所得補償特約をセットした場合に告知事項とさせていただきます。また、職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し極めて重要な項目です。お申込みの際には、改めてご確認ください。

【所得補償特約の職種級別表(抜粋)】

基本級別	職業例
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方)等
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器類修理工、食料品製造業者(手工)、理容師、料理人、電気機械器具組立工(機械工)、計器組立工、プラスチック製造成形・加工工(手工)、食料品製造業者(機械工)等
3級	金属彫刻工、竹細工・つる製品製造工(手工)、かわ製品製造業者(手工)、陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設業者、建設機械運転者等

※上記に記載のないご職業につきましては、取扱代理店までお問合わせください。

(注3) 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただけます。その際、必ず被保険者ご本人(※)が回答内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、ご署名ください。また、ご回答いただいた内容により、契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただいたりすることがありますので、あらかじめご了承ください。なお、補償内容が拡大しない継続契約の場合は告知事項となりません。

(※) 被保険者ご本人とは、加入申込票の被保険者欄に記入された方をいいます。

(注4) 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(※)から1年以内であれば、ご契約を解除させていただくことがあります。また、保険期間の開始時(※)から1年を経過していても、お申し出いただけなかった事実、またはお申し出いただいた内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(※)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

(※) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

(注5) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

3. 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数のご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4. 傷害死亡保険金受取人について

被保険者ご本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者ご本人の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となります。また、被保険者ご本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合は、必ず被保険者ご本人の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、この保険契約は無効となります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

5. 所得補償特約をご契約いただくお客さまへ

(1) 所得補償保険金額(ご契約金額)は、被保険者の方の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、平均所得額(注1)の範囲内で、適切な額をお決めいただけます。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額(注2)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注1) 平均所得額とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

(注2) 平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

(2) 保険期間中に次のような事項が発生した場合は、すみやかに保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①ご契約時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合
- ②ご契約後に所得の平均月間額が著しく減少した場合

6. 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させた場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
 - (4) 複数の保険契約に加入されることで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合 など
- この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

7. 無効、取消し、失効について

下記の事から該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。なお、がんに関する補償・所得補償特約については、特約ごとに別の定めがありますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- (1) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込みいただいた保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合

- ②被保険者ご本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者ご本人とする保険契約について、その被保険者ご本人の同意を得なかった場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い済みいただいた保険料は返還できません。
- (3) 以下の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い済みいただいた保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- ・被保険者が死亡（注）されたとき
- （注）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡された場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

8. 保険責任開始期

保険責任は、始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まります。

9. 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**1. 商品の仕組みおよび引受条件等** **2. 補償の内容等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

10. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご契約の場合、引受保険会社が死亡保険金をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

11. 解約と解約返れい金について

ご加入後、ご契約を解約される場合には、保険契約者を通して取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定める規定により保険料を返還、または未払込分の保険料等をご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合は、払い済みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

12. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等については次のとおりとなります。

補償内容	傷害に関する補償		疾病に関する補償・がんに関する補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%（注）	80%	90%	90%

（注）破綻後3か月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%まで補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

13. 万一、事故が発生した場合のご注意

1. 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約をご契約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。また、日本国内において発生した個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）に定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- (4) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。
- （注1）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- （注2）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、後記<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて後記<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

3. 保険金のお支払時期

引受保険会社は**2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等**に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4. 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告される書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(8)に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3)	被保険者であることを確認する書類	
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類	
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書　・戸籍謄本　・委任状　・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書　・保険金直接支払指図書　・債務額現在高通知書 など
(5)	ケガに関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）　・死亡診断書または死体検案書 など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・領収書　・後遺障害診断書　・レントゲン等の検査資料 など
	③ その他の書類	
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(6)	疾病に関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
	① 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書または領収書　・先進医療費用の支出を証する書類 など
	② その他の書類	
	書類の例	・調査同意書（引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(7)	所得に関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など） など
	③ その他の書類	
	書類の例	・調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書） など
(8)	損害賠償責任に関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿　・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書　・損害賠償内容申告書　・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書　・購入時の領収書、保証書、仕様書　・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料　・死亡診断書または死体検案書　・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類　・受領している年金額の確認資料　・労災からの支給額の確認資料 など
	③ その他の書類	
	書類の例	・権利移転書　・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など

<その他ご注意いただきたいこと>

1 危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者の方がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に変更した場合は、これらの職業に従事中的ケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2 保険金の代理請求について

被保険者の方に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）がございます（被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません）。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② 上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

3 税法上の取扱い（平成27年11月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込みいただいた保険料のうち、ご契約内容により所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

4 所得補償特約がセットされた場合の取扱いについて

所得補償保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、引受保険会社はその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合
被保険者が取得した債権の全額

- ② 上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

5 ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

6 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
 - ・ 保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事から発生させた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事からにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際はご本人を証明していただく資料等をご提出していただきます。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

<ご契約いただく内容に関する確認事項>

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご希望を満たした内容であるか再度ご確認・ご了解のうえご加入ください。また、払込みいただく保険料が正しいものとなるよう保険料算出にかかわる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

●今回お申込みいただくご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」、所得補償特約をセットされる場合の「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求履歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
 - ③保険料
 - ④被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）
※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。
4. 所得補償特約をセットする場合の所得補償保険金額は、平均所得額（注）の範囲内で設定されていることをご確認ください。
（注）平均所得額とは、ご加入直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
※所得とは、保険証券に記載された業務を遂行することにより得られる給与所得・事業所得・雑所得にかかる総収入額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
5. 補償が重複する可能性のある特約については、ご契約の要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問い合わせについて

【取扱代理店】	株式会社 JALUX 保険サービス
【電話番号】	0120-25-8400 ※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060 (無料)

【受付時間】 平日 9:00～17:00
(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※ご加入の団体名(公益社団法人日本航空機操縦士協会)をお知らせください。
「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024 (無料)

※受付時間[365日24時間]
※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。
また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

[ナビダイヤル] 0570-022-808

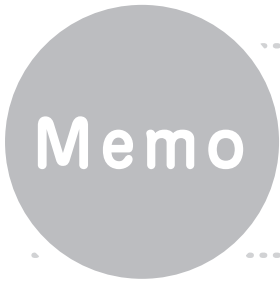
(全国共通・通話料有料)

※受付時間[平日9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

ご加入にあたって

- このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」および「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」および「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は公益社団法人日本航空機操縦士協会を保険契約者とし、公益社団法人日本航空機操縦士協会の会員を加入者とする「団体長期障害所得補償保険」および「団体総合生活補償保険」の団体契約です。
- 「団体長期障害所得補償保険」の普通保険約款・特約集および「団体総合生活補償保険」のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(公益社団法人日本航空機操縦士協会)に交付されます。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票にご記入いただけます。正しくご記入いただけなかった場合には、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
- 万一事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

健康状態告知について

- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によりお申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除させていただくことがあります。また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、お申し出いただけなかった事実、またはお申し出いただいた内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(職種・年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

その他ご注意いただきたい事項

- 保険期間の開始時(注)より前に発病した病気等(その病気等を原因とする損失、損害を含みます)または就業不能・就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。
- ※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知してご契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等または身体障害であっても、それが保険期間の開始時(注)よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時(注)からその日を含めて365日を経過した後、病気により入院を開始した等の場合または就業不能・就業障害の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いすることができます。
- (注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

税法上の取扱い(平成27年11月現在)

払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。
(注)詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

長期型所得補償保険にご加入の被保険者(補償の対象となる方)は就労支援トータルサービスをご利用いただけます



■メンタルご相談

メンタル相談サポート

会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます(予約制)。
(注)治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート

Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。
(注1)治療に関するご相談はお受けできません。
(注2)メールでのご回答は、通常3~4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

■健康・医療・介護ご相談

健康・医療・介護のご相談

健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩み、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

セルフ健康診断サポート

最寄りの人間ドック施設や自宅でも簡単にできる在宅検診等をご紹介します。電話またはWeb(健康・介護チャンネル)でご利用いただけます。
(注)各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供

全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。
(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

■各種手続きご相談

税務・フィナンシャルサポート

医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
(注)一般的なご質問については、専門スタッフが応える場合があります。

公的給付申請サポート

障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供

お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険 サービスガイド」でご確認ください。

お問合わせ先

<取扱代理店>

株式会社JALUX保険サービス

〒140-0002 東京都品川区東品川2-5-5ハーバーワンビル6F

TEL:0120-25-8400 FAX:03-5460-7221

※音声ガイダンスのあとに③番を押してください。

(営業時間)月~金9:00~20:00、土9:00~17:00

日、祝日、年末年始を除く

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業営業第七部 営業第三課

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19

あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル

TEL:03-6748-7883

(2015年12月承認)A15-103552